

「若松水道碑」について

整理番号	題額	題額揮毫	碑記撰文
福岡〇五	若松水道碑	黒田長成	福本誠
			前田円

鐫刻	撰文建碑年	住所	場所	備考
—	一九一二・明治四五	北九州市戸畑区牧山	都島展望公園	

一. はじめに

本石碑は、若松へ水を供給する大がかりな上水道の敷設完成を記念するもので、配水池が設けられていた、洞海湾対岸の牧山の地に立てられたものである。

○写真1 石碑正面



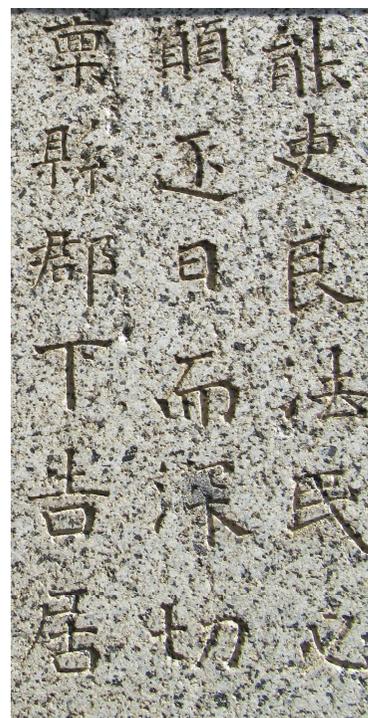
若松水道碑

■ 翻刻
◎ 題額
(篆書体)

二. 翻刻並に訳注



○写真2 題額



○写真3 「碑記」部分

明治四十五年若松町水道工事告成鄉紳胥議立石紀事寄書徵予文恭惟方今□聖皇御極治化卓越前古立憲之政自治之制秩然具舉國家而議會地方而府縣郡市町村諸會興利除害惟日不給較諸往昔封建之世侯伯偷安庶民姑息苟冀無事者固不相同觀我若松水道之事不亦然乎若松之地兩面環海東北為岬本斥鹵填淤以為街衢者故潮大至則井水為鹹不可飲用甚至疾疫不幸有火災作則將無得救衆患之久矣迄風氣漸開生齒蕃息水利益告窮乏有圖設水道以濟之者然常以不獲源泉為憾會八幡製鐵所引遠賀川之議衆聞之大喜乃賴安川敬一郎白石直治二氏請以其瀦水處鬼原為界而得其下水量日三十萬立方尺者若松町專經營之以充民用製鐵所長官中村君雄次郎大贊其舉且為指導便宜當是時若松之戶僅五千口亦三萬而學校教育之擴張街衢溝竇之浚修並手俱作今又將繼以大役若使此得發封建之世雖有能吏良法民必不堪命矣唯其今日地方自治之制積年而益諳鍊水道布設

之願逐日而深切則為開町會商議事宜百口一辭無敢違言於是乎上請政府中稟縣郡下告居人量物力之工程計費用訂借款大凡諸籌備皆以町民而當事第其工役則囑中村長官延技師龜井重麻呂氏而董督之技師銳意規畫以身率人起工明治四十一年竣四十五年中間艱險屢接奮勵不撓終能底於成功其役人十四萬人費財六十六萬餘圓噫亦億矣雖然是一役也町民不唯賴享其平生日用之利亦可以長救其一朝不幸之患是實□聖世餘澤地方自治之効終不可誣而其功之偉且大固宜鐫貞砥以傳不朽矣予深有感於今昔政理之變也乃為經緯其書敘述梗概如此

正三位勳二等侯爵黒田長成題額

日南福本誠撰 默鳳前田圓書

*空格を□で示す。

*異体字等

○俟 候。 ○奠 奠。 ○觀 觀。 ○亦 亦。 ○所 所。 ○處 處。
○能 能。 ○願 願。 ○辭 辭。 ○乏 定。 ○督 督。 ○雖 雖。
○勳 勳。 ○福 福。

■訳注

●本文（いわゆる旧字体とし、一行毎に改行した）

明治四十五年、若松町水道工事告成。

郷紳胥謀、立石紀事、寄書徵予文。

恭惟、方今、聖皇御極治化、卓越前古。立憲之政自治之制、秩然具舉。

國家而議會、地方而府縣郡市町村諸會、興利除害、惟日不給。

較諸往昔封建之世、侯伯偷安、庶民姑息、苟冀無事者、固不相同。

觀我若松水道之事、不亦然乎。

若松之地、兩面環海、東北爲岬。

本斥鹵瑱淤、以爲街衢者。

故潮大至、則井水爲鹹、不可飲用。甚至疾疫。

不幸有火災作、則將無得救衆患之久矣。

迄風氣漸開、生齒蕃息、水利益告窮乏。

有圖設水道以濟之者、然常以不獲源泉爲憾。

會八幡製鐵所、有引遠賀川之議。

衆聞之、大喜。

乃賴安川敬一郎白石直治二氏、請以其瀦水處鬼原爲界。

而得其下水量日三十萬立方尺者。

若松町專經營之、以充民用。

製鐵所長官中村君雄次郎、大贊其舉。

且爲指導便宜。

當是時、若松之戸僅五千、口亦三萬。

而學校教育之擴張、街衢溝竇之浚修、並手俱作。

今又將繼以大役。

若使此得發封建之世、雖有能吏良法、民必不堪命矣。

唯其今日、地方自治之制、積年而益諳鍊。

水道布設之願、逐日而深切。

則爲開町會商議、事宜百口一辭、無敢違言。

於是乎、上請政府、中稟縣郡、下告居人、量物力、定功程、計費用、訂借款。

大凡諸籌備、皆以町民而當事。

第其工役、則囑中村長官、延技師龜井重麻呂氏、而董督之。

技師銳意規畫、以身率人。

起工明治四十一年、竣四十五年。

中間艱險屢接、奮勵不撓終能底於成功。

其役、人十四萬人、費財六十六萬餘圓。噫亦德矣。

雖然、是一役也、町民不唯賴享其平生日用之利、亦可以長救其一朝不幸之患。是實聖世餘澤、地方自治之効、終不可誣。而其功之偉且大、固宜鐫貞砥以傳不朽矣。

予深有感於今昔政理之變也、乃爲經緯其書、敘述梗概如此。

正三位勲二等侯爵黒田長成題額。

日南福本誠撰。

黙鳳前田圓書。

●訓詁

明治四十五年、若松町の水道工事、成るを告ぐ。

郷紳胥ともしに謀り、石を立て事を紀さんとす。書を寄こし予に文を徵もとむ。

恭うやうやしく惟おもふに、方今、聖皇の極を御して治化すること、前古に卓越し、立憲の政・自治の制、秩然として具ともに擧ぐ。

國家にして議會、地方にして府縣郡市町村諸會、利を興し害を除かんとするも、惟だ日給せず。

諸を往昔の封建の世の、侯伯は安を偷ぬすみ、庶民は姑しばらく息いふにして、苟かりそめに無事を冀ねがふ者と較ぶれば、固より相ひ同じからざるなり。

我が若松水道の事を觀るに、亦た然らざらんや。

若松の地は、兩面、海を環めぐらし、東北は岬たり。

本と斥鹵せきろく填淤てんあにして、以て街衢をなす者なり。

故に潮の大いに至れば、則ち井水は鹹しほとなり、飲用すべからず。甚しければ疾疫に至る。

不幸にして火災の作る有らば、則ち將に衆患を救ふを得るなきこと久しからんとす。

風氣漸く開け、生齒蕃息するに迄いたれば、水の利、益々窮乏を告ぐ。

水道を設けて以て之を濟すくふを圖る者有るも、然れども常に源泉を獲うざるを以て憾うらみとなす。

會々八幡製鐵所、遠賀川を引くの議有り。

衆、之を聞きて、大いに喜ぶ。

乃ち安川敬一郎、白石直治二氏に頼りて、其の瀦水處の鬼原を以て界となして、其の下の水量日に三十萬立方尺なる者を得んことを請ふ。

若松町専ら之を經營し、以て民用に充てんとす。

製鐵所長官中村君雄次郎、大いに其の舉に賛し、且つ指導便宜をなせり。

是の時に當り、若松の戸は僅に五千、口も亦た三萬のみ。

而して學校教育の擴張、街衢溝竇の浚修、手を並べて俱おに作る。

今又た將に繼ぐに大役を以てせんとす。

若し此をして、封建の世に發するを得しむれば、能吏良法有りと雖も、民必ず命に堪へざらん。

唯だ其れ今日は、地方自治の制、年を積みて益々諳鍊す。

水道布設の願ひ、日を逐ひて深切なれば、則ち爲に町會を開きて商議す。

事、宜しく百口に一辭も敢へて言に違ふこと無からしむべし。

是においてか、上は政府に請ひ、中は縣郡に稟し、下は居人に告げ、物力を量り、功程を定め、費用を計し、借款を訂す。

大凡諸籌備はり、皆な町民を以てして事に當らしむ。

第だ其の工役は、則ち中村長官に囑して技師龜井重麻呂氏を延きて、之を董督せしむ。技師、銳意規畫して身を以て人を率ゐる。

工を明治四十一年に起こし、四十五年に竣ふ。

中間、艱險屢々接するも、奮勵して撓まず、終に能く成功に底る。

其の役、人十四萬人、財を費すこと六十六萬餘圓なり。

噫、亦た憊れたるか。

然りと雖も、是の一役や、町民、唯だ頼りて其の平生日用の利を享くのみならず、亦た以て長く其の一朝不幸の患を救ふべし。

是れ實に聖世の餘澤、地方自治の効なること、終に誣ふべからず。

其の功の偉にして且つ大なれば、固より宜しく貞砥に鑄して以て不朽に傳ふべし。

予、深く今昔の政理の變に感ずる有るなり。

乃ち爲めに其の書を経緯して、梗概を敘述すること此くの如し。

正三位勲二等侯爵黒田長成題額。

日南福本誠撰す。

黙鳳前田圓書す。

●人物

○黒田 長成 慶応三（一八六七）年から昭和十四（一九三九）年。号は桜谷。父は筑前福岡藩の最後の藩主黒田長知。黒田家十七代目の当主。最終位階は従一位、勲等勲章は勲一等旭日桐花大綬章。慶應義塾を中退後、イギリスのケンブリッジ大学に留学。帰国後貴族院議員となり、三十年間副議長をつとめた。旧制中学校として復興された修猷館の館長も務めた。多くの文人政治家と交遊があり、漢詩や書を好んで自らも多く作った。

○福本 日南 安政四（一八五七）年から大正十（一九二二）年。諱は誠。福岡藩士で国学者であった福本泰風の長男として福岡で生まれる。藩校修猷館で学び、上京して岡千仞に漢籍を学ぶ。北海道開拓や南進に情熱を注ぐ。明治二十二（一八八九）年に、陸羯南らと新聞「日本」を創刊し、数多くの政治論評を執筆した。同三十八（一九〇五）年には、招かれて玄洋社系の「九州日報」の主筆兼社長となる。同四十一（一九〇八）年には、議員に当選。同年に「九州日報」に連載開始した「元禄快挙録」（のち岩波文庫）は、赤穂浪士称賛の立場から書かれたもので、現在の忠臣蔵のスタイルと評価を確立したものの。詩文集に「日南集」「日南草廬集」があるが、本碑文は未収録。

○前田 黙鳳 嘉永六（一八五三）年から大正七（一九一八）年。諱は円、字は土方、号が黙鳳。播磨（兵庫県）竜野出身。明治九（一八七六）年に上京し、書肆博文館に入社。同十五（一八八二）年には、自ら書肆鳳文館を開き、「資治通鑑」などの翻刻刊行を行う。しかし、漢学の衰退とともに経営が悪化し、同二十一（一八八八）年には廃業。のち書学会を発足させ、会報「書鑑」を発行。同四十一（一九〇八）年には杉溪言長らと健筆会を起こし、書の研究を行うと共に展覽会も開催するなど、書道の普及発展につとめた。大正三年には、康有為著の書論「広芸舟双楫」を中村不折らと翻訳し、「六朝書道論」と

して刊行した。付録の「六名家書談」では当時の能書家六名をあげているが、その中に日下部鳴鶴、内藤湖南、犬養毅らとともに、前田円の名が挙げられている。

○安川敬一郎 安川財閥の創始者。嘉永二（一八四九）年から昭和九（一九三四）年。福岡藩士徳永家に生まれ、元治元（一八六四）年に安川家に婿入りし家督相続。慶應義塾大学中退後、実業界に乗り出す。明治十（一八七七）年、芦屋で石炭販売を始め、同十三（一八八〇）年に炭鉱経営に着手、同十九（一八八六）年に店を若松に移転。同二十二（一八八九）年に「安川松本商店」を設立し、炭鉱経営と石炭販売の体制が整う。同二十九（一八九六）年（四十七歳）には門司にも事務所を設置して、やがて東京・大阪にも支店を広げていった。筑豊の炭鉱開発に功績があり、麻生太吉・貝山太郎とともに「筑豊御三家」と呼ばれた。貴族院議員などもつとめ、男爵授爵。勲三等瑞宝章。玄洋社社員で、国士的な活動にも取り組み、孫文を日本へ招聘するなどした。若松港を運営する若松築港株式会社（現若築建設）では、同二十四（の創業から同四十二年まで役員を務めた。松本によれば、水道布設に関わる国庫補助金獲得については、安川の尽力が大きかったようだ。

○白石直治 安政四（一八五七）年から大正八（一九一九）年。土佐藩儒久家種平の長男として生まれたが明治七（一八七四）年、白石家の養嗣となる。同十四（一八八一）年、東京帝国大学工科大学土木学科を卒業。米国や欧州に留学し、最新の土木・建築事業の理論と実技を身につけて帰国。農商務省御用掛などを歴任後、東京帝国大学教授となる。同二十三（一八九〇）年に退官し、実業界に転じる。九州鉄道社長、猪苗代水力電気や若松築港などの会社重役を歴任した。若松築港株式会社では、明治三十三（一九〇〇）年から没する大正八年まで役員を務めた。この間携わった同三十九（一八九〇）年竣工の神戸和田岬東京倉庫D号は日本初の鉄筋コンクリート建造物であった。その後、郷里よりおされて衆議院議員となり、三回の当選を得た。大正八年に土木学会会長となったが、就任二ヶ月で没した。

○中村雄次郎 嘉永五（一八五二）年から昭和三（一九二八）年。伊勢波瀬村（現三重県津市）に大庄屋中村家の次男として生まれる。明治七（一八七二）年に陸軍中尉となり、砲兵畑で、以後、陸軍大学校教授、陸軍省軍務局砲兵事務官長、陸軍士官学校校長、陸軍次官兼軍務局長等を歴任。同三十五（一九〇二）年に陸軍中将で予備役となり、製鉄所長官となる。『八幡製鉄所五十年史』（八幡製鉄所、一九五〇）には、口絵写真に「元長官 中村雄次郎（明治三五・四く大正三・七）」とある。のち貴族院議員、南満州鉄道総裁、枢密院顧問などをつとめた。正二位勲一等功四級男爵。

○亀井重麻呂 重暦の表記が一般的。慶応三（一八六七）年から明治四十四（一九一一）年。兵庫県出石郡出身。明治十七年神奈川県に就職し、水道や築港事業に従事。幕末創設の蘭学塾から発展した私立攻玉社（現攻玉社中学校・高等学校）に入学、同二十六（一八九三）年に同社専修土木科を卒業。東京市水道、大阪市水道などに携わり、八幡製鉄所水道、北九州戸畑水道に関わった。『土木工学・市街道路篇』（一八九七）、『市町村の水道』（一九二六）等、土木建築に関する著述が多くある。同三十九年に、東京市の技師を疾病のため退職しているが、その後、八幡製鉄所に勤務し、同四十一年起工の若松水道布設に従事したのであろう。そして同四十五年の竣工を待たずして亡くなっている。

●注

○明治四十五年 西暦一九一二年。

- 告成 事業が完成する。
- 郷紳 土地の有力者。
- 恭惟 うやうやしく思うに。文の書き出しに使う謙讓語。
- 方今 現在。
- 聖皇 天子の尊称。具体的には、明治天皇か大正天皇となるが、ここでは、明治以後統治者としての立場を復活させた「近代日本の天皇」を指しているとみるべきだろう。
- 御極 極は君位。極を御すで、天子の位にあること。
- 治化 国を治め人民を教化すること。
- 秩然 さちんと順序だっているさま。
- 興利除害 「史記」陸賈列伝に「爲天下興利除害、繼五帝三王之業」とある。
- 日不給 「日不暇給」に同じ。事柄が繁多で日にちが足りない。
- 侯伯 諸侯。ここでは將軍や大名。
- 偷安 将来のことを考えず、目先の安泰だけを求める。
- 姑息 一時のがれ。
- 苟冀無事者 その場しのぎで何事もなければよいと考える。
- 斥鹵 塩分が多く、耕作できない土地。
- 填淤 填闕に同じ。泥で塞がって水が流れないこと。
- 街衢 広い通り。ここでは街のこと。
- 鹹 塩気。
- 迄 至る。
- 風氣 風俗、気性、民風。
- 生齒 齒の生え始めた赤子。また人民。
- 蕃息 繁殖する。
- 八幡製鐵所 明治三十四（一九〇一）年開業の日本で二番目の官立製鐵所。
- 遠賀川 現嘉麻市を水源とし、ほぼ北流して遠賀郡芦屋町で響灘へ注ぐ。延長六十一km、流域面積一〇二六km²、北部九州では筑後川に次ぐ大河。
- 瀦水處 貯水場。
- 鬼原 現北九州市八幡東区大谷に、鬼ヶ原浄水場が設けられていた。
- 溝竇 竇は瀆に通じる。溝瀆は、水路、溝。農業用水や都市下水路などを指す。
- 浚修 熟語はないが、浚渫修理のことだろう。
- 並手偕作 並手は、手をならべる。宋李觀の文に「竝手偕作」とある。手をとりあうように一緒に起こる。
- 大役 大事業。
- 諳鍊 諳練に同じ。そらんじなれる。習熟する。
- 逐日 日に日に。
- 深切 徹底。
- 商議 話し合う、相談する。
- 百口一辭、無敢違言 百口は百人の口。一辭はひとつのことば。百人いて彼らが一言も違う事を言わない。満場一致。松本によれば、若松町会は政友派と非政友（憲政本党）派とが激しく対立していた。それが、水道布設問題では、政争を中断し、「挙町一致」して課題に取り組む姿勢を取ったという。

- 稟 上位のものに申し述べる。
- 居人 住民。
- 物力 使用可能な物資。
- 功程 工程、工事作業の日程。
- 訂 話し合って締結する。
- 借款 金銭を借りる。
- 籌 くわだて、はかりごと。
- 工役 土木建築事業。
- 延 引き入れる。工事の実質的な指揮者指導者として招く。
- 董督 軍隊や人民を監督し、きちんと管理する。
- 銳意 一心に。
- 規畫 計画する。
- 明治四十一年 西暦一九〇八年。
- 亦 「不：亦也」を略したものでろう。「なんと…ではないか」という強い詠嘆。
- 憊 つかれる、疲弊する。
- 一朝不幸之患 一朝之患で、突然降りかかる災難。
- 誣 あざむく、いつわる。不可誣で、いつわりではない、真であることの証。
- 貞砥 砥は珉に同じ。玉に似た美しい石。貞珉は、硬くて美しい石で、石碑の材料にする。
- 政理 政治、あるいは政治の道筋。「今昔政理の変」とは、具体的には、かつての封建制から立憲君主制と地方自治制度が浸透してきたことを言い、その流れの中で、この若松水道事業が成功を迎えたことを言うのだろう。
- 経緯 縦糸と横糸。筋道。筋道を整える。

●口語訳（章立てと小見出しは訳者が便宜的につけた）

【若松水道碑建碑の経緯】

明治四十五年、若松町の水道布設事業が完成した。

地域の人々が相談し、石碑を立ててそのことを記録しようと考えた。そして私に書簡を寄こし、碑文を作ること依頼してきたのだった。

【近代天皇制、立憲政治と自治の制度】

うやうやしく思うに、現在は、神聖なる天皇陛下が天子の位につかれ、国を治めて人民を教化されている。この体制は以前の日本のありようから卓越したものであるが、さらに立憲政治と自治の制度がきちんと順序だって確立している。

国家にあつては議会が、地方にあつては府県郡市町村会が、人々の利益を興し、害悪を取り除こうとして、寝る間を惜しんで、日々奮闘努力を重ねている。

こうした姿は、かつての江戸時代以前にあつて、統治者である將軍や大名は将来のことを考えず目先の安泰だけを求めており、人民はその場しのぎの扱いを受け、事がなければそれでよいとして済ませられていた時代の政治とは、全く異なるものであると言えよう。

わが若松水道布設の事情を見るに、また同様のことがうかがえる。

【若松の地勢と水事情】

若松の地は、両側とも海に囲まれており、東北へ岬として突き出している。

もともと塩分が多い土質で、汚泥が溜まりやすい低湿地であったが、そこに街を開いて人々が住むようになったものだ。

だから、大潮になると、井戸水は塩辛くなり、飲用に適さなくなった。その悪い状態が長引けば、疫病を引き起こすこともあった。

さらに不幸にも火災が起こったりすると、人々がたくさんの方々の災害の中におかれて苦しむことが長く続くこともあった。

【近代化と水道建設の試み】

明治維新となり、風俗気性が開明的なものになり、人口も増えてくるようになると、水に関わる害悪の問題が、益々喫緊の課題となった。

水道を設置して、外から水を引いてくることを検討するものもいたが、水源を得られないことで計画を断念せざるを得なかった。

【八幡製鉄所の水道設置と若松水道布設】

そこへ、たまたま、八幡製鉄所が、遠賀川から水を引いてくるという計画を立てた。

若松の人々はこれを聞き、水源を得る手立てになるのではと、大いに喜んだ。

そこで、地域の有力者であった若松築港会社の安川敬一郎と白石直治の両氏を仲介として、八幡製鉄所鬼ヶ原浄水場を境界として、その下流の水量のうち、一日三十万立方尺分を、若松水道に回していただけないかと頼んだ。

そして水道については若松町が専ら経営にあたり、若松町民の使用にあてたいと申し出た。

製鉄所の責任者である中村雄次郎長官は、この申し出に大いに賛同し、加えて指導をし、便宜を図ってくれることになった。

【若松町の現状と水道布設へ向けた若松町会の活動】

この当時、若松町はわずか五千戸で、人口も三万人あまりしかなかった。

学校教育の拡充や、道路整備と農業用水や都市下水路の浚渫など、必要な公的事業が同時並行的に必要とされていた。

それに加えて、今さらに水道布設という大事業を行おうとしている。

もしも、かつての封建の世であったならば、能力のある官吏やよい法令があったとしても、とても人民はそれを実行するのに堪えられなかっただろう。

しかし今や、地方自治の制度が年を経たものとなっており、一方、水道布設の願いが日に日に切迫したものとなっていたので、ただちに若松町会が招集され、水道布設の議が取り上げられることとなった。

事柄からして、会員誰一人として反対しない、満場一致で決せられるべきものであり、その通りの決議が下された。

かくして、その結果をもつて、上は政府に請願し、中頃は福岡県と芦屋郡にも申し述べ、下は町民にも告示した。

【水道布設工事の実現】

そして、水道布設工事のための、使用可能な物資を調べ量り、工事工程を定め、費用を計算し、資金とする借款の契約を結んだ。

こうした準備があらかた整い、町民が総出で事業にあたることになった。

しかし、布設工事そのものは、素人でできるものではないので、中村製鉄所長官に依頼

して、製鉄所の亀井重磨技師を招いて、監督管理してもらうこととなった。

亀井技師は、一心に計画を立て、自ら先頭に立って人々を率い、工事にあたった。

明治四十一年に起工し、同四十五年に竣工した。

途中、様々な困難に直面したが、みな奮励努力して決して諦めず、ついに工事を成し遂げたのである。

【工事の長期的な意味】

工事に携わったのは延べ十四万人に及び、かかった費用は六十六万円あまりであった。

まさに大いに町や人々を疲弊させる大事業であった。

しかしながら、この一大事業は、衛生的な水を得るといふ、日々の利益を享受できるだけではなく、塩害や水害、火災といった突然降りかかる災難から末永く守り続けてくれるという、長期にわたる幸いをもたらしてくれたものであった。

【工事の偉大な成果とその伝承―近代天皇と地方自治の賜物】

こうした水道布設工事の成功と効能は、まことに天皇の恩恵と地方自治の働きの、間違いのない真のものであることの証であると言えよう。

この事業の功績が偉大なものである以上、事柄を文章化して石碑に刻み、永遠不朽のものとして後世に伝えるべきである。

私は、かつての封建の世のしくみから現在の立憲政治・地方自治制度へ移行してからの変化について、深く感じるところがあった。

そこで筋道を整えて文書を考え、あらましを以上のようにまとめたのである。

【記事】

正三位勲二等侯爵黒田長成が題額を書いた。

福本誠日南が撰文した。

前田円黙鳳が書した。

三．主な参考資料

① 翻刻

・ 福田安敏 「牧山浄水池」 「郷土戸畑―特集「牧山」」 一九八三（翻刻）

② 論文など

・ 馬渡博親 『石碑は語る…すかばあ北九州』 櫻の森通信社、二〇一七

・ 松本洋幸 『近代水道の政治史』 吉田書店、二〇二〇（第4章「日露戦争後の若松町と安川敬一郎」）

・ 亀井重磨については、長谷川博 「明治期の攻玉社―亀井重磨を中心として―」 「第九回 日本土木史研究発表会論文集」（一九八九年六月）。

*本稿作成にあたり、戸畑郷土史会より資料や情報の提供を受けた。記してお礼としたい。

以上

二〇二四年十二月 薄井俊二訳す